(一)　第670号　昭和27年1月9.25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和36年(1961)4月30日（日）

統一ストの體制、期さず

炭労賃金・企反闘争で指令

炭労では第八回中央闘争委員会を四月二十四日にひらき、中労委あっせん対象七社（三井・三菱・住友・古河・明治・太平洋・雄別）の賃金解決にともない、未解決六社の賃金ならびに業整備反対闘争に関する当面の方針、具体的戦術内容について指令第三十九号を発した。なお闘争の発展段階に応じて炭労全体の統一行動として五月三日の第一波は時限スト、さらに五月中・下旬に第二波二十四時間スト（いずれも三池はのぞかれる）に突入することになっている。

賃金闘争は大手全体が統一ストライキの体制を堅持して闘った成果として、神武景気時を上回る額を獲得することができた。この成果を基盤として未解決の六社の賃金ならびに各社の企業整備反対闘争について、炭労ではこんどとも全体対決、統一闘争の体制をくずさず闘争を推進することとし、四月二十四日第八回中央闘争委員会をひらき「当面の賃金・企反闘争に関する指令」第三十九号をつぎのように指令した。

具体的な闘争の進め方は各社の実態に即応して行なうが、闘争の発展段階に応じ炭労全体の統一行動として、五月三日第一波時限ストライキ、五月中・下旬に第二波二十四時間ストライキを設定する。

記

興炭労支部、杵島支部を除く大手各支部は中闘指令十七号にもとづく四月十九日以降の無期限ストライキを、四月二十四日一番方より中止し、事後の行動は以下により実施せよ。

一、三菱闘争

1、闘争指標

(1)勇退者募集の撤回

(2)合理化に対する要求獲得

2、スト突入支部、期日、規模

(1)四月二十五日

美唄、大夕張、芦別、茶志内各支部（一番方より二十四時間スト）

高尾、崎戸、古賀山、飯塚、なます田、方城、上山田、新入勝田各支部（各番方昇坑時一時間五〇分時限スト）

(2)四月二十七日

美唄、大夕張、芦別、茶志内、古賀山各支部（一番方より二十四時間スト）

高島、崎戸、古賀山、飯塚、なます田、方城、上山田、新入勝田各支部（各番方昇坑時一時間五〇分時限スト

二、北炭神威闘争

1、闘争指標…合理化粉砕のための要求獲得

2、スト突入期日および規模

第三十四号指令をもつて「第十七号指令にもとづくスト中止後もひきつづき無期限ストの続行」を指令したが、別紙申請の山元事情変化にともない次の戦術に変更する。

四月二十五日一番方より二十四時間スト、四月二十七日一番方以降無期限不定期不定形スト

三、雄別闘争

1、闘争指標

(1)賃金要求の獲得

(2)合理化に対する要求獲得

2、スト突入支部、期日、規模

雄別労連さん下全支部

五月三日一番方より二十四時間スト

五月九日一番方より二十四時間スト

五月十五日以降戦術を強化する。規模は改めて指令する。

四、日炭闘争

1、闘争指標

(1)賃金要求の獲得

(2)合理化に対する要求獲得

2、スト突入支部、期日、規模

(1)労組…五月二日一番方より四十八時間スト、五月九日一番方より四十八時間スト

(2)職組…五月二日一番方より二十四時間スト、五月九日以降毎週火曜日支部別の波状二十四時間スト

五、貝島闘争

1、闘争指標…賃金要求獲得

2、スト突入期日、規模

五月二日一番方より四十八時間スト、以後の戦術強化は改めて指令する。

六、太正闘争

1、闘争指標…賃金要求獲得

2、スト突入期日、規模

四月二十五日各番方一時間五十分時限スト、五月二日一番方より四十八時間スト、五月八日以降毎週月曜日一番方より七十二時間の反ぷくスト、五月八日以降前記の実力行使を実施しないその他の各日は時間外拒否

七、杵島闘争

1、闘争指標

(1)賃金要求の獲得

(2)合理化に対する要求獲得

2、スト突入期日、規模

四月二十四日以降も引きつづき無期限ストを続行せよ

八、日鉄二瀬

1、交渉を通じて会社提案の内容ハアクと撤回に努力するとともに、職場、居住区における教宣活動を展開し、会社提案の本質をバクロし、組合員家族の意志統一と闘争体制の確立をはかれ。

2、具体的方針については闘争の推移に応じ改めて指令する

九、統一闘争

1、指標

(1)炭鉱大手の統一賃金獲得

(2)企業整備を強行する石炭資本に対する抗議

(3)政策要求と対外アピール

2、スト突入支部

三井、三菱、北炭、住友、古河、明治、太平洋各企業連さん下全支部、日鉄二瀬支部

3、スト突入期日、規模

第一波…五月三日各番方一時間五十分時限スト

第二波は五月中・下旬に二十四時間ストを設定することとし、期日はおつて指令する。

労働者としての正しさを貫き、卑劣な組織切りくずしに反撃しよう

組合員に元気に挨拶して検束に応じた(35.4.25)

三池の火拡がる

三川支部長ら十三名検束

〝みいけの火〟は全国にひろがっていった。

東京では二十二日、日比谷公園の屋外音楽堂で「三池闘争勝利獲得、安保改定阻止」の中央総決起大会がひらかれ、満場一致で支援強化が決定された。同じくこの日福岡県総評では三池闘争支援と安保阻止の闘いをきめる共闘会議をひらき、五月十日を中心に九州全体の各単産でストをふくむ実力行使が決定されたのである。

三池支援は、たんに総評さんの組合はかりでなく、全労加盟の中にあっても、その動きを示してきた。全労加盟の全炭鉱大会が十八日から三日間東京でひらかれたが、執行部から「第二組合支持、オルグ派遣」が提案されるや、麻生労組、常磐労組などは猛然とこれに反対し、執行部が強行採決に入るや、これらの組合代表は不満を表明して一せい退場を行なっている。

三池へのオルグ往来にまじって中央からの文化人が相ついで来山、さきに決定をみた「炭労現地闘争指導委員会」がいよいよ発足、現地指導委を中心に強力な闘争態勢が整えられた。そして指導委は、第一声としてスト破り阻止に万全の措置を講じホッパーのピケは解かぬとの強い方針を表明したのである。

四月二十六日、笹林公園で一万五千名が結集し、安保阻止全国第十五次統一行動に立ち上がり、大会では安保と闘争を関係にある三池闘争勝利のスローガンも採択した。

同じこの日、三井の番犬としてはつきり数々の弾圧で正体をあらわした鑑察は、三川事件の被疑者として炭労組織部長、三池労組三川支部長ほか十四名を全国指名手配するという血迷った強度に出てきた。この不当弾圧に対して、三池労組では二十七日、不当弾圧に屈せず闘ういねの声明を発して決意を表明したのである。

同じく二十六日、全日農民組合の仲間たちからカンパ米とカンパ金が送られてきた。

二十八日、総評岩井事務局長はじめ全国大単産書記長ら二十三名が来山、直ちに全国単産書記長会議をひらき、闘争支援体制の強化を討議した。それとともに連日のピケご苦労さまと二百万円分のカンづめが届けられ、この思わぬおみやげに、ピケ隊は大喜びであった。

九炭労では二十七日に代表者会議をひらき、三池支援の時限ストを五月中旬から決行することをきめた。

さきに全国指名手配した三川支部長ら十四名に対して、警察は恥知らずにも二十九日、三川支部で逮捕の執行をはかり動員したピケ隊と対立、弁護団をまじえ話し合った結果、三川支部長ら十三名が検束に応ずることとなり、手錠を使わないことなどを約束させて、千余名のデモ隊に送られて警察へ出頭した。

あれから一年 (19)

三池の火拡がる

三川支部長ら十三名検束

山じだした。二十三日国民文化会議の吉井志さん（画家）をはじめ山下恵さん（東大助教授）清水慶子さん（評論家）らがつぎつぎと訪れ、三池の闘いを全国にひろげることになった。

こうした中で、二十五日原炭労委員長ら大手十三社の委員長が来山、さきに決定をみた「炭労現地闘争指導委員会」がいよいよ発足、現地指導委を中心に強力な闘争態勢が整えられた。そして指導委は、第一声としてスト破り阻止に万全の措置を講じホッパーのピケは解かぬとの強い方針を表明したのである。

同じこの日、三井の番犬としてはつきり数々の弾圧で正体をあらわした鑑察は、三川事件の被疑者として炭労組織部長、三池労組三川支部長ほか十四名を全国指名手配するという血迷った強度に出てきた。この不当弾圧に対して、三池労組では二十七日、不当弾圧に屈せず闘ういねの声明を発して決意を表明したのである。

同じく二十六日、全日農民組合の仲間たちからカンパ米とカンパ金が送られてきた。

二十八日、総評岩井事務局長はじめ全国大単産書記長ら二十三名が来山、直ちに全国単産書記長会議をひらき、闘争支援体制の強化を討議した。それとともに連日のピケご苦労さまと二百万円分のカンづめが届けられ、この思わぬおみやげに、ピケ隊は大喜びであった。

九炭労では二十七日に代表者会議をひらき、三池支援の時限ストを五月中旬から決行することをきめた。

さきに全国指名手配した三川支部長ら十四名に対して、警察は恥知らずにも二十九日、三川支部で逮捕の執行をはかり動員したピケ隊と対立、弁護団をまじえ話し合った結果、三川支部長ら十三名が検束に応ずることとなり、手錠を使わないことなどを約束させて、千余名のデモ隊に送られて警察へ出頭した。

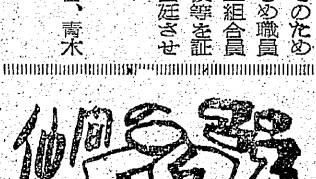

仲間

みいけ日誌

24日　炭労スト解決、中央賃金細部交渉、福岡労金理事会、教宣部会、国際交流オルグ団打ち合せ、公判＝荒尾岡義（26日まで）

25日　企画会議、九本地方委員会・指導委員会合同会議、熊労金理事会、主婦会役員会、健保理事会職対＝熊本県庁技術者農協調査

27日　企画委員会、福労金理事会、荒尾労金金員会議

28日　本部役員会、労働部長会議、九本保安担当者会議、九本政策変更会議、福岡青年婦人研究集会

29日　総務部長会議、メーデー前夜祭（市民会館）主婦会本部会議、会社交渉、職対＝建材企業会議

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
7140番
編集兼発行人　境　孜

第二組合 共斗担否を回答

さらに共闘を呼びかけよう

第二組合からの回答は次の通り。

第二組合の回答書

一、わが新労組は去る三月十七日の定期総会において、今年度の運動方針を明らかにしましたが組合運動の基本方針ならびに具体的進め方において貴方と当方との間には格段の相異があることは貴方も御承知の通りであります。

二、保安施策の問題は、われわれ炭鉱労働者にとつて最大の関心事であり極めて重要な問題でありますので、当方としては専門部長会議及び保安委員会等で充分検討を加えつつ、闘争の具にすることなく保安の万全を期するため既に活動を開始いたしております。

三、われわれは、生産性向上、合理化等の問題についてはこれ等を正常に推進し且つ労働者に対する一方的なシワ寄せを断固排除しつつ、労働条件の改善と生活向上を図るため、現実を直視しながら闘つているのであります。この点においても生産性向上や合理化に対して絶対反対の基本方針で闘つておられる貴労組との間に格段の相異があることも明らかであります。

四、以上の点を総合的に判断した結果、現段階においては、貴方との共同闘争を推進してもいたずらに混乱を招くのみで成果を挙げ得ないものと信じます。よつてわれわれは独自の手段と方法により、所期の目的達成を期することに致しましたので、今次貴方申入れの共同闘争は拒否致します。（原文のまま）

統一と団結で法廷闘争を勝ちぬこう

三川　岩山喜久藏

安保と三池の闘いは、世界労働運動史上輝ける英雄的な闘いであつた。そしてその闘いの継続の一環として闘われている法廷闘争はいま福岡地方裁判所で闘われている。四月十九、二十、二十一日の三日間は、まさにそのトップバッターとしての還藤長市さんの裁判であつた。この闘いに参加して私は多くの教訓を得た。

まずこの三日間、会社側は還藤長市さんに対する解雇の正当性をいろんなやり方で立証しようとしていた。そのため副長をはじめ職員組合、第二組合員を動員、彼等を証人として出廷させた。

経営者
古賀初喜、青木英夫

職組
郷田剛康、加賀田金次、光永敏雄、紫沼明、中垣英生、友田公

新開平鋼
第二組合
川崎九州男、三小田英

以上が十九、二十、二十一日に出廷した証人である。とくに職組第二組合の参加は、同じ労働者として悲しむべきことだ。

いま、職場では差別攻撃に対してねばり強く闘つているのだが、裏切りにたいする憎しみのみに終始することなく、敵の攻撃の本質をよくみきわめ、階級的立場で統一と団結を一層固めてたたかいをすすめるべきである。

会社側の証言をみると、たとえば、還藤氏さんの解雇に対する立証をみても、彼一人が分会員を扇動し、座りこみをやり、会社に損害をあたえたということを証人全部で繰返しいつているのがきわめて特徴的であつた。

保安を暗視し、増産を強要した会社側に対して、組合員の立場に立つて、組合員とともに保安と労働条件を守り闘つてきた還藤さんに対して、いや全労働者階級に対してこれ程の挑戦があるだろうかたとえば、二十日の法廷で証言した古賀副長は、組合側の座込み弁護人から保安問題に関連して、北海道の茂尻炭鉱におけるガス爆発の原因、状況について反対尋問を受けた。しかしその時彼はあれ程社会問題となつた茂尻の件を知らずしどろもどろの状態であつた。これはいかに会社側が保安を暗視しているかを如実に暴露している。

また彼は三十五年の炭鉱生活の中で、マイト事故を経験したのはわずか二件位だとぬけぬけといい放つた。このような態度に、不当な首切り合理化を強行してはばからない彼等三井の本質がいかんなく示されている。もうけるためには労働者はどうでもよいというのである。われわれはこれらに打勝つため、統一を固め、この法廷の闘いに、多くの傍聴と激励を送り法廷闘争をたたかいぬこう。